

(平成24年11月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和43年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月24日から同年12月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、同社B支社から同社D支社に異動となった際の昭和43年11月24日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C社からの申立人に係る厚生年金保険料の控除についての回答、A社B支社における元同僚の供述及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和43年12月1日に同社B支社から同社D支社（適用事業所名は同社）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和43年10月の社会保険事務所（当時）の記録から5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和25年7月1日から同年8月1日までの期間について、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格取得日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和26年6月30日から同年7月1日までの期間について、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年7月1日から同年8月1日まで
② 昭和26年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和11年3月16日にD社(後のA社)に入社以来、継続して勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録に2か所の空白があるので、調査の上、記録の訂正を願いたい。

(注)申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持するA社が昭和57年に関係団体に対し提出した申立人に係る申請書の職歴記載(以下「申請書職歴記載」という。)、B社が保管する申立人に係る人事記録及び申立人の雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(25年7月1日に同社本店(適用事業所名は同社)から同社C支店に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C支店におけ

る昭和 25 年 8 月の社会保険出張所（当時）の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、「当社が保管する申立人に係る人事記録により、申立人がD社及びA社において継続して勤務していたことが確認でき、申立期間①及び②については、いずれも本店及び支店間における異動時の厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失の日付の誤りである。」と回答している上、申立期間①について、申立人が提示するA社本店に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届（控）及び同社C支店に係る同資格取得届（控）によると、申立人は、同社において昭和 25 年 7 月 1 日に資格喪失し、同社C支店において同年 8 月 1 日に資格取得した旨届出されていることが確認できることから、事業主が申立人に係る同社C支店における資格取得日を同日として届け、その結果、社会保険出張所は、申立人に係る同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人が所持する申請書職歴記載、B社が保管する申立人に係る人事記録及び申立人の雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和 26 年 7 月 1 日に同社C支店から同社E支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和 26 年 5 月の社会保険出張所の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、上記のとおり回答している上、申立期間②について、事業主が申立人に係るA社C支店における資格喪失日を昭和 26 年 7 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険出張所がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険出張所は、申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険出張所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和39年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月25日から同年11月1日まで
私は、昭和35年3月1日にA社に入社し、継続して勤務していたので、調査の上、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する従業員台帳及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和39年11月1日に同社B営業所から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和39年10月の定時決定時に係る社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日及び同社C支店における資格取得日に係る記録を昭和30年11月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年11月24日から同年12月1日まで

私は、昭和29年4月1日にA社に入社し、63年12月29日に定年退職するまで、同社に継続して勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録には、1か月の空白期間が有るので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された申立人に係る人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和30年11月24日に同社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和30年12月の社会保険出張所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 6 日から 41 年 1 月 19 日まで
② 昭和 41 年 1 月 29 日から 46 年 1 月 1 日まで

国の年金記録上は、脱退手当金を受給したになっているが、受給した記憶は無いので、年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書によると、申立人の氏名及び押印が確認できるとともに、申立人が請求当時に住んでいた婚姻後の住所が記載されている上、脱退手当金の振込先として指定した金融機関支店名及び申立人名義の口座番号の記載が確認できる。

また、上記請求書に添付されている通算老齢年金制度に係る同意書には、申立人の筆跡と酷似する署名が確認できる。

さらに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和46年7月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 10 月 1 日から 63 年 10 月 1 日まで
② 平成 5 年 10 月 1 日から 8 年 3 月 12 日まで

私がA社において勤務していた期間、毎年、給与が上がっていたにもかかわらず、申立期間①及び②における標準報酬月額がその前の期間と比べて低額となっているのは不自然なので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「毎年、給与が上がっていたにもかかわらず、申立期間①及び②の標準報酬月額がその前の期間と比べて低額となっているのは不自然である。」と主張している。

しかしながら、A社は、「申立期間①及び②当時の給与及び厚生年金保険料控除額が確認できる資料を保管していないため詳細は不明であるが、給与から過剰に保険料を控除することは考えられない。特に、申立期間②当時の給与計算是電算化していることから、等級に見合う保険料しか控除していないと思う。」と回答している上、B健康保険組合は、「申立期間①及び②当時の書類については、保存期間が経過しており保管していないため、申立人に係る記録は確認できない。」と回答している。

また、申立期間①及び②について、オンライン記録により、申立人が唯一同じ職場で同じ職種であったと供述している元同僚の昭和 61 年 9 月から平成 6 年 10 月（同年 11 月に厚生年金保険被保険者資格を喪失）までの標準報酬月額を見ると、申立期間①に係る昭和 62 年 10 月の定時決定において、申立人と同様、前の期間の 24 万円が 22 万円に減額されており、申立期間②に係る平成 5 年 10 月の定時決定においても、申立人と同様、前の期間の 32 万円が 28 万円に減額されていることが確認できる上、当該元同僚に係る昭和 61 年 9 月から平成 5 年 10 月までの定時決定等における標準報酬月額は、申立人と全て同額であり、申立人のみ不自然な取扱いが行われている状況はみられない。

さらに、申立期間②について、A社から提出のあった申立人に係る雇用保険受給資格者証を見ると、離職時賃金日額は9,732円であることから、離職前6か月(平成7年9月から8年2月まで)の月額平均賃金は29万1,960円(9,732円×30日)となり、当該月額平均賃金に相当する標準報酬月額は30万円であり、オンライン記録と一致している。

このほか、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から23年1月1日まで
私は、昭和20年10月1日から23年1月1日までの期間、A社B工場
勤務したにもかかわらず、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落して
いることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場における元同僚の供述及び申立人の供述から判断すると、申立人は、期間の特定はできないものの、同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「申立人に係る資料は確認できず、申立人の勤務実態、厚生年金保険への加入及び保険料控除については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間に厚生年金保険被保険者記録が確認でき、連絡先が判明した元従業員66人に照会したところ、33人から回答があったが、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認することができない。

さらに、A社B工場に係る被保険者名簿によると、申立人の氏名は確認できず、申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人に同記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が一時期応援に行っていたと主張している同社C工場に係る被保険者名簿においても、申立人の氏名を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。